

農業者年金の死亡手続きについて

農業者年金受給者及び被保険者がお亡くなりになられた場合は、「農業者年金死亡関係届出書」の届出が必要です。
届出が遅れますと、亡くなられた方に対し、年金が余分に支払われる恐れがあり、その場合は過払い分の年金を返還することになりますので、ご注意ください。

【必要書類】

- ☐ (受給者の場合) **農業者年金証書** ※紛失の場合は手続きの際、申し出てください。
 - ☐ 死亡した方の死亡日を明らかにすることができる**戸籍の謄本、住民票除票の写し又は死亡診断書のコピー**など
- また、〈未支給年金や死亡一時金がある場合〉は
- ☐ 死亡した方と請求者との続柄を確認できる**戸籍謄本等**
 - ☐ **請求者の通帳**

※ 請求できる人は、死亡した人の死亡当時生計を同じくしていた人で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。
(未支給年金の請求は、第3親等内の親族まで請求できます。)

【届出先】

最寄りのJA仙台各支店でお手続き下さい。

【問い合わせ】

・名取市農業委員会事務局 ☎ 022-724-7154

・仙台農業協同組合

美田園支店 名取市美田園六丁目15-6 ☎ 022-382-3125

館腰支店 名取市植松三丁目4-5 ☎ 022-382-2105

名取西支店 名取市愛島郷二丁目1-1 ☎ 022-384-7611

増田支店 名取市増田二丁目6-34 ☎ 022-382-2191